

富士町国発第 1 - 4 6 号

令和 8 年 1 月 2 9 日

富士川町国民健康保険運営協議会会長 殿

富士川町長 望 月 利 樹



諮 問 書

富士川町国民健康保険運営協議会規則（平成 2 2 年 3 月 8 日規則第 7 9 号）
第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、下記の諮問事項について、
貴運営協議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

富士川町国民健康保険における、子ども・子育て支援金分の令和 8 年度
税率について

（1）基礎課税額（医療保険分）の改定

- | | |
|--------|-------------------------------|
| ア 所得割額 | 100 分の 7.8 を 100 分の 7.5 に改める。 |
| イ 均等割額 | 25,500 円を 24,200 円に改める。 |
| ウ 平等割額 | 26,300 円を 25,500 円に改める。 |

（2）後期高齢者支援金 据え置き

（3）介護納付金 据え置き

（4）子ども子育て支援金（新設）

- | | |
|-------------|------------|
| ア 所得割額 | 100 分の 0.3 |
| イ 均等割額 | 1,200 円 |
| ウ 平等割額 | 800 円 |
| エ 18 歳以上均等割 | 100 円 |

（5）適用の期日

令和 8 年度分の国民健康保険税から適用する。

